



Title	朝鮮の農村社会集団に就いて
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	2020-04-13
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/77452">http://hdl.handle.net/2115/77452</a>
Type	article
Note	コピー（ p.108 ~ 125 ）。修正箇所の記入あり。
File Information	B013_0201p36p91.pdf



[Instructions for use](#)

昭和十一年九月

調査月報

(朝鮮総督府)

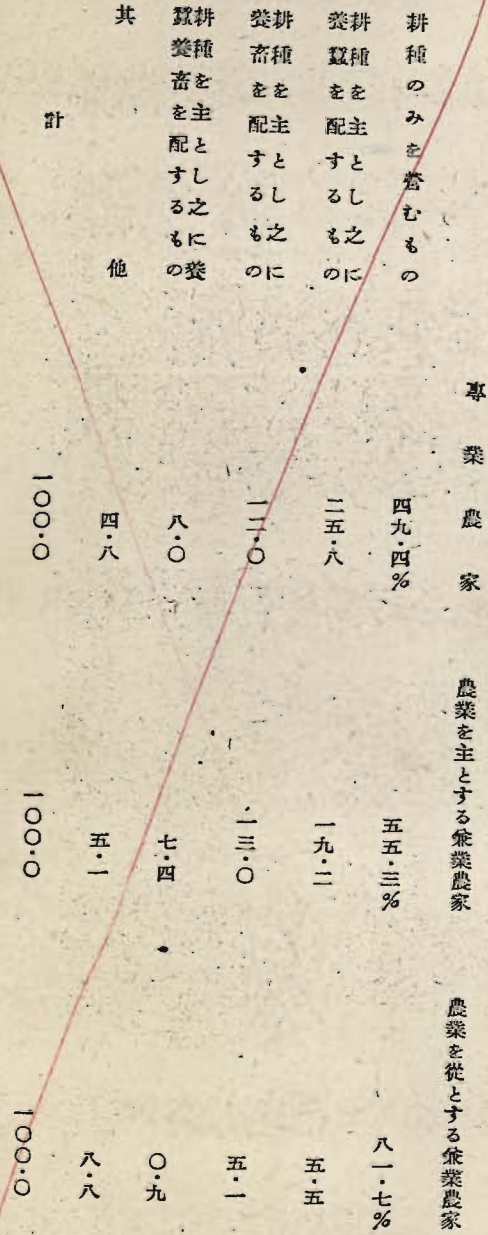
調査・研究

# 朝鮮の農村社會集團に就いて

鈴木榮太郎

内地農村に於けると同様に、朝鮮の農村に於いても、家族と村落が最も重要な社會化の單位をなして居る。その意味は、内地や朝鮮の農村に於ける人々の生活活動の中其主要なるものは殆ど悉く家族と云ふ集團組織と村落と云ふ集團組織を通して營まれて居る、と云ふことである。彼等は何れかの家族集團に所屬し、又何れかの村落集團に所屬して居る。そしてその所屬して居る家族集團と村落集團が、個人の生活活動を根本的に制約して居る。何れの家族にも何れの村落にも所屬しない農民は、内地にも朝鮮にも原則的には見る事が出来ない。その事は當然の事の様に考へられるであらうが、世界各地の農村について見てみると、それは決して然かく簡単に當然の事ではない。家族と村落を社會化の基本的單位として居ると云ふこの最も基本的な生活圖式が内地農民と朝鮮農民との間に全く同様であると云ふ事は、其社會生活の構造に於ける最も基礎的な部分の一致を物

農業の種類より見る農家戸数 (内地)



語るものである。

然し社会生活の框をなして居るところの家族や村落の集團構造や社会機能が兩者の間に於いて幾分異つて居るところがある爲に、此等の集團が個人を制約する其方法や強度にも幾分相異があるし、又家族と村落以外に存する第二位的な社会的框の構造や機能も幾分異つて居るから、そこに見られる農民の生活様態は幾分異つて居る。

右の如き問題を明らかにする爲には、農村住民の生活現象を人と人との間の結合關係と云ふ一點から眺めて其結合の組織や機能を究明しなければならぬ。朝鮮農村に於ける社会構造と云ふは所詮かくの如き結合の組織が朝鮮農村に如何に構築されて居るか、その構造を意味するのである。社会構造の究明の爲には、生活現象のあらゆる面を觀察しなければならぬ。信仰の生活であらうと、經濟の爲の活動であらうと、私等はそれを只結合關係としてのみ觀察し處理するのである。それが所謂社会分析である。社会分析は客觀的に最も鮮明なる組織的集團即ち團體より始まり、漸次組織化の程度の低きものに及び、終には全然組織なき集團に至るのみならず、關心共同の關係にまでも進むのである。故に私等の朝鮮農村社会分析の第一歩は、先づ朝鮮農村に比較的一般的に見られる諸種の組織的集團が如何なる構造と機能をもつて居るかを明らかにする事である。然し朝鮮農村に比較的一般的に見られる組織的集團としては、如何なる種類のものがあるか、それが第一に問題である。

朝鮮

これまでに私が鮮内の數箇所を地方に於いて試みるべく調査の結果に依れば、朝鮮に於ける比較的一般的な農村社会集團はその種類に於いて大體内地農村に於けると同様であるが、一方に於いて他方にないものもある。私は内地に於ける現時の農村社会集團としては、次の諸種目をあげる事が出来る。行政的地域集團、氏子集團、檀徒集團、講中集團、近隣集團、經濟的集團、官設的集團、血縁的集團、特殊共同利害集團。今これ等の各種目に對應する朝鮮に於けるものについて特に地域性に關聯せしめつゝ、私見を述べる。前記では右の諸種目の外に村落自營集團の一種目を加へ得る。これは一般に集團組織化の程度の低いものであるが、便誼上こゝで乍ら一種目として擧げる事が出来る。以下記するところは右の各種の集團に關する全くの素描に過ぎないが、社会集團の各種を一應並置してみる事は朝鮮農村社会研究の端緒に著しき課題である。

8下 / 行政的地域集團

内地の農村では、今の行政村の下に主として土地區分として大字小字があり、主として聚落區分として區がある。然し區制はないところもある。大字小字も土地區分の意味よりも聚落區分の意味に用ひられる場合も多い。部落と云ふ語は明確でないが、大體大字を意味すると解されて居る場合が多い。部落と云ふ觀念は土地の區分と云ふよりも聚落の形態的統一が意味されて居るばかりでなく、人々の地域的社会的統一をも豫想して居ると思はれる。村落又は私等の所謂自然村の觀念が部落と云ふ語に含意されて居る様である。然し嚴密には大字と自然村とは一致しない場合も多い。後に云ふ様に農村に於ける最も基礎的な地域的社会的統一としての自

然村は維新前の行政村（所謂舊村）と其地區を同じうする場合が多い。維新前の行政村が今日でも最も基礎的な地域の社會的統一の基礎をなして居るのであるが、それが今日大字となつて居るところもあり然らざるところもある。維新前の行政村が今日大字をなして居る場合、又は區をなして居る場合、それは當然に部落と呼ばれて居るが、部落に於ける社會的統一の根據が大字又は區である事に因るのではなく、維新前の行政村であつた事によると云ふ事を農村の人々も今日では一般に忘れて居る。けれども維新前の行政村もそれが行政上の一單位であつたから強固な生活協同體をなしたのではなく、既に村落協同體をなして居たものに行政上の性格を添加したに過ぎないのであつた。此村落協同體は、千年も二千年も或いはもつと前から一つの社會的統一體として存続して來たものであつて、時代によつて行政上の一單位になつたりならなかつたりしても、其社會的統一性は不斷に保持されて來たのである。そこに住む人々が自然的社會的理由に基づいて自から結合して居る村落であるからそれを自然村と云ふのである。

朝鮮に於ける自然村は原則的に所謂舊洞里であると思はれる。舊洞里とは李朝末期に於ける行政上の最下級單位であつたところの洞の事である。然し當時に於いてもそれを洞と云はす里と云つて居たところもあり、その行政上の役目名稱等も全詳一様の形式ではなかつた様であるが、然し當時の面の下に右の如き最下級單位の行政地區が存して居る事は全詳一様の様であつた様である。而して此最下級單位の行政地區は内地に於ける自然村と同様の、（長い歴史を持つた村落協同體の基礎の上に出来て居ると云ふ事も亦全詳一様である）同様の事情であつた様である。此村落協同體を行政上の單位とすよかしをいふは時代によつて異なり、此協同體自身はそのまゝに存続して來たのであろう。自然的社會的事情は此協同體が容易に解體出來ない無難な條件をもつて居たからである。

内地に於いては、維新後の新制度によつて自然村は全然行政的意義を除去され、所謂部落根柢は自治行政の運営に支障を興へるものとして部落即ち自然村の社會的統一性は積極的に排斥された。その状態は數十年經過したのであるが、自然村の社會的統一性は根絶しなかつた。のみならず近時農村の自力更生は此自然村の基礎の上に於いてこそ最も効果的に實現され得る事が認められるに至り、又戦時下國民總力の徹底的發揮の爲に國民組織の下部構造として生れた部落會は自然村の地盤の上に築かれるに至つた。

朝鮮に於ける舊洞里の運命も内地に於ける右の舊村の運命と同じ様であつた。併合後行政簡素化の必要の爲に、舊洞里の若干が合體して新洞里を形成し、又面も郡も各々若干個づつ合體して總數に於いて著しく減少した。平均して約二つ半の舊郡が合體して新郡となり、面も約二つが合體し、舊洞里も約二つ半が合體した。新洞里は多くの場合里と呼ばれたが面の下に洞があり洞の下に里がある場合もあり、面の下に里があつて、その下に更に里があるところもある。呼稱は甚だ不統一であるが、組織は皆一様である。然し面の下に里、里の下に洞がある場合が一番多い様である。

合體して新洞里の中に收容された舊洞里は、行政上の獨立性を完全に消滅したのではあるが、然し村落協同

體としての其自然的社會的結合は亡び去る事なく存続して來たのである。朝鮮に於いても戰時下の國民總力の強さが存するのである。

朝鮮に於ける行政的社會地區として考慮の中に入る可きものは (一) 舊洞里 (二) 洞里 (三) 舊面 (四) 面 (五) 舊郡 縣 (六) 郡 (七) 道等がある。此等の行政地區の内、舊洞里及び洞里については既に述べたところである。舊面は李朝時代久しく行政單位をなして居たものであるが、然し當時の面は實質上行政的機能も餘り活潑でなく、郡と里又は洞の中間にあつて殆ど傳達的事務のみ果して居た様に思はれる。少くとも舊面が一つの社會的統一體として顯著な獨立性を有して居なかつた事は、此地區の上に今日まで残つて居る組織的集團が何一つ存しない事から考へても推定出来る事である。又此地區内には何等かの非組織的集團が推積して居ると思へないし、共同關心團と云ふべきものが、此地區の上に存するとも考へられない。要するに舊面は單に行政的地區としてのみ存して居るものであり、而かも其行政的機能を失つて居ると思はれる。私等は現在に於ける朝鮮農村及び地域の社會的統一を考へる場合、此舊面の地區は全然考慮の外に置くべきであらうと思はれる。

思ふ。現在の面と郡の地區は併合後制定されたものであり、此内の社會的統一は其歴史は決して古くはないけれども、多數の官設的集團が此等の地區の上に年と共に増加されて來たので、故に又農村住民の生活一般の上にも此地區を限界とした社會關係が漸次増加して居ると思はれるので、今日既に此等の地區は單なる行政的地區としてのみ考へべきではなく社會生活の一つの統一的地區としても考慮す可きものと思はれる。であるから、假りに此等の地區が現に持つて居る行政的單位地區としての組織を除去したとしても、此等の地區内の人々の社會的統一は何れも幾分残るであらうと思はれる。國民生活の國家的統制が愈々必要となれば、官設的集團は益々此等の地區の上に増加されるであらうから、此後此等の地區の社會的意義は益々加はつて行くものと思はれる。

舊郡の地區の社會的意義は決して低いものではない。これは郡(又は縣)の舊時に於ける行政的機能が大きであつた事にもよるのであるが、郡を範域とする各種の集團が當時存して居たからである。郷廳、郷校、郷約、三壇一廟等の組織と其等の活動は、當時に於ける郡の強力な社會的統一を充分に證據立て、居る。其他郡の社會的封鎖性を豫想せしめる多くの慣行習俗がある。然し舊郡の社會的統一は主として兩班儒林に於ける郡單位の活動組織に歸因して居る様に思はれる。故に兩班儒林が古く持つて居た社會的意義が漸次變つて來るにつれて其集團活動の形態も性質も異つて來るし、又それにつれて舊郡の社會的統一の意義も漸次變つて來ると思はれる。今日でも舊郡を單位とする文廟の維持と其釋典の祭祀組織は大體昔のまゝに残つて居るが、これは最も

今日でも舊郡を單位とする文廟の維持と其釋典の祭祀組織は大體昔のまゝに残つて居るが、これは最も

はつきり残つて居る舊郡の社會的統一の名残である。文廟と其釋典が新郡單位に編成換へられて、新郡内に一文廟のみとなり其祭祀組織も新郡單位となるならば、舊郡の社會的意義は俄かに著しく無くなるであらう。道は其規模に於いて内地に於ける舊藩領に比す可きものであるが、其行政的意義は現在の縣に比す可きもので、社會的統一性は單に行政的にのみ存して居ると考へられる。又人々の結合に何等かの制約を與ふ可き道は餘りに廣大な地域である。舊八道に文化圏の漠然たる存在が考へられるが、其實證的研究は實に將來に残されて居る。

氏子集團と洞神共同集團

内地の氏子集團に類比す可きものは、朝鮮では洞神共同集團である。洞神と氏神とは其信仰の内容に於いて祭祀集團の組織及び活動に於いて甚だ相類似して居るが、其國家神的性格に於いて著しい相異がある。

内地に於ける氏神は今日では皆産土神である。内地の全土は餘すところなく氏子場に區分され、國民は其居住地の産土神の氏子である。然し所謂崇敬者として尊崇する神社が氏神の外にもあるが、其歸屬の關係は一般には氏子と云つて居る。農村に於いては小單位で維持する神社があり、大字位で維持する神社があり、更に又數箇村で維持する神社があるところもある。その場合には住民は三重の氏子關係に立つて居るのである。嚴格な意味での氏神は大字或は部落維持の神社であるのが原則の概である。明治以後神社制度は隨分整備され、斯様な氏子組織については尙ほ不慣れた點が多い。

朝鮮の洞神と云つて居るのは、舊洞里の人々が自分達の洞神を部落の守護神として共同で祀つて居る神信仰對象である。洞神と云つて居るところもあるが、山神とか城隍神とか山川神とか堂山神とか地方により部落により其名稱は様々である。此洞神の祭も洞祭と云ふところもあり、山神祭、城隍祭、堂山祭などと云ふところもある。祭りの仕方も地方により相當異つても居るが、然し又相通する點も多い。

洞神は部落の守護神として部落民が共同で祀ると云ふその事は何れのところでも皆同じである。その點は今日産土神の性格を具して居る内地の氏神と全く同様である。祭神の最も著顯な性格として嚴しく清淨を愛し穢汚を惡むと云ふ傾向の存する點も兩者甚だ相似て居る。内地の氏神の内には、他地にある大きな神社の分靈を勧請して祀つてある場合もあるが、本末の支配關係があるのではなく、村々の氏神と云ふものは全く獨立したものであると云ふ事が出来る。この點に於いても朝鮮の洞神は全く同様である。

然し洞神は洞民等の守護神であると云ふ事は一様に云へるが、人々の體驗に於ける人と神との交はりの親疎關係には著しく相異がある様である。洞祭に直接參加するのは大抵甚だ少數の祭官である。洞民が總出で參加するところもあるが、それは甚だ稀である。祭りのあとで飲福をするのは祭官文の場合が多い。會食を洞民全部集つて行ふところもあるが、祭の際に祭官以外は常日と變りないところも甚だ多い。祭の時の行事として巫女や廣大や農樂によつて賑やかな餘興を演ずるところもあるが、それ等の催しのないところが多い。祭の日又は翌日洞民一齊に休業するところも多いが常日と變りないところもある。

祭りの場合の部落民の昂奮の程度には確かに著しい相異があるが、然し祭官は洞民の内から嚴選されたものであり、祭の費用は洞會の決議にもとづいて洞の財産又は全洞民の出資によつて營まれるのである。祭官は焼紙して部落全民の平安發展を祈るが、各戸について一枚の焼紙するところもあり、一纏めに一枚で祈る場合もある。更に角部落全民の幸福が祈願される。少くとも形式的には何れのところでも洞神は洞民全部で維持崇敬され洞祭は洞全民によつて營まれるのではあるが、具體的な祀祭の方法の相異にもとづいて祭に對する洞民の昂奮は甚だしく異つて居る。全然洞神を有しない部落もある。

以上の事を細部に於て吟味して見ても、内地の氏神と他を指摘する事が出来るが、然し根本的な相異は國家神的性格が氏神には存し洞神には存しないと云ふ事である。

氏神も地方によつて神事の取り行ひ方は色々異つて居るが、國家神たる性格に於いては皆一様である。どんな僻遠の地の氏神の例祭にも國家を代表する意味で社格に應じて地方長官や町村長が神饌帛幣料供進使として參向する。その他の大祭は全國同日に行われ又祭典には常に同一の祝詞が奏上される。其他神社祭式は神社である限り皆一様に適用される。氏神の國家神的性格が今日の様に整備されたのは明治以後ではあるが、それは氏神の當然にあるべき形である。

内地に於ける氏神は、自然村の内部を強く結束し住民の我等意識を強く鼓舞し、時に敵對的ならしむるものである。氏子集團も所詮は自然村の上に集積して居る集團の一つに過ぎないのであるが、氏子集團は殆ど自然村自體の如く自然村と相即して居る。氏神は實に内地の自然村の象徴であると云ふ事が出来る。内地で單に祭と云へば氏神の祭を意味し朝鮮で單に祭と云へば先祖祭を意味する。重點が異つて居る。

檀徒集團

朝鮮の農村と内地の農村を性格的に著しく異ならしめて居るもの、一つとして、内地の農民は殆ど全部佛教信者であり、朝鮮の農民は殆ど大部分佛教信者でない點を擧げ得るであらう。然し人々の社會關係を直接に問題として居る私等には佛教であらうと基督教であらうと、その信仰の内容は問題ではない。信仰に基づく人々の結合の關係が問題である。内地の農村には寺院を中心とした教團の組織が存して居る。佛教に限らずとも、かくの如き教團が何か朝鮮の農村にあるか。大局について云ふならば殆ど無いと答へ得るであらう。朝鮮の農村に宗教が殆ど無いと云ふ事は朝鮮の農村のさびしさの一つである。既に教團が無いのであるから檀徒集團に對應するものはない。

然し朝鮮の農民にも、内地の農民に於けると同様に、原始的な俗信がある。然し迷信は今急激に消滅しつつある。檀徒集團に對應するものを求めて求むれば巫覡を中心とした其信者の集團であるが、然しそこには檀徒集團に於ける様な統一的な組織も活動もない。朝鮮農村には内地の農村に見られる各種の集團の中此檀徒集團のみは缺如して居ると云ふのが正當であらう。朝鮮農民の宗教としては、佛教よりも寧ろ基督教が數に於いて著しく多い。然し基督教とても其集團構成が農村の基礎的社會構造の中に占むる地位は無視し得るものと思はれ

る。

講中集團と契集團

内地に於ける講と朝鮮に於ける契は、甚だ類似した組織と機能をもつものであるが、然し又幾分異つて居る。内地に於ける講は、色々の見地から分類した事がある。それは講がその種類に於いて多種多様である。私は嘗て内地に於ける講の全貌を見易からしむる爲であつたが、朝鮮の契は内地の講より其から、~~内地~~の見地から分類する事により講の全貌を見易からしむる爲であつたが、朝鮮の契は内地の講より其種類や名稱に於いて更に多種多様の様である。

集團の組織化の程度より見ても契には幾多の種類がある。田畑等一定の財産を持ち數百年存続して來て、裔子々孫々に傳へんとして居る様な契もある。宗契門契の内にかくの如きものがある。公共事業の爲の洞契の如き扶助を目的とする誼契の如き何れも永久存続の契である。冠婚喪祭の爲の契や産業の爲の契の中には永久存続のものも一定期間存続のものがある。貯蓄や金融に關する契は存続期間が殆ど皆限定されて居る。契は内地の講に比し幾分組織はよく整つて居る様である。座首などと呼ばれる一人の役員が萬事ことを處理する契もあるが、あまり大きくもない契にも仰々しく役員が互選されて居るものが多い。然し契には一般に形式的な規約はなく、一定の不文律を認め合つて居る。今日契は其名稱でも數百に及ぶと云はれて居るが、何れの契にも契としての不文律がある。その事は内地の講に於いても同様である。

日本

内地の講は講員の性質によつて、性別、年齢階級別、職業別、社會階級別に分類する事が出来るが、契も其張りかくの如き種別に分類する事が出来る。朝鮮では婦人が家庭外で社會的關係を結ぶ場合が甚だ少いので、婦人々の契は極めて少いが、然し娘の婚姻の費用積立の意味の婚姻契は存して居る。然し契は皆一般に男子の契である。同甲契や老人契の如きは其名によつても示されて居る様に年齢階級による契である。農民が組織して居る農業上の契は多數にあるが、漁業契や鐵店契は同業者の契であらう。裸負商の契は歴史的に有名である。詩契射享契郷約契等は何れも兩班儒林の契である。小作契と云ふものもある。

次に内地に於ける講は其機能より見て宗教的、娛樂的、經濟的の三類に分ける事が出来るが、朝鮮に於ける契を其機能によつて分けると此三分類法は適切でない様に思われる。それは契が今日の様に發展して來た歴史的過程が内地に於ける講のそれと少しく異つて居るからである。

内地に於ける講は、講と無盡と頼母子の三つの事項の歴史的發展の中に出來上つたものであり、講は經文の講説の講に、無盡は無盡錢土倉に、頼母子は憑の節句の習俗に歴史のつながりが述べられ、講は宗教に、無盡は利殖に、頼母子は扶助にそれぞれ連繫をもつて居る。講が持つて居る三類の機能、即ち宗教的、娛樂的、經濟的の機能は、右の如き歴史的由來にも其根據が窺はれるが、然し更に角現に内地に存する多種多様の講は、主として宗教的であるか、主として娛樂的であるか、主として經濟的であるか、此等三類の内の何れかであると云ふ事が出来る。



朝鮮の契の歴史的沿革については、私は未だ立ち入つて調べては居ないが、記録に残つて居る最も古い時代の契は、主として娛樂に關するものであつた様である。それは新羅高麗時代にも及ぶと云はれて居る。次に古いのは宗契門契の類で、同族が祖先祭祀の爲に組織する契である。然し朝鮮の民衆に契の知識や活動に習熟する機會を最も多く與へ、契の制度を生活の各方面にまで活用し普及せしむるに至つたのは、高麗朝末期から起つた貢稅組合としての契の發達であつた様である。軍布契がそれである。この種の貢物契は李朝末期まで續き官民合力でそれを育成して來た事は契の歴史の上に最も注意すべき點である。内地の講には其例を餘り見ない公共事業や社會事業を目的とする契の著しく多い事や、契が主として舊洞里内の住民によつて組織されて居る事や、講と同じく相互扶助的性質をもつものが多い事や、同業組合的乃至相互金融組織的のもの、多い事など、貢物契の長い経験の中から當然に成長して來たものと思はれる。今日或は近い過去の時代までに最も一般に多く存して居た契は洞契と婚喪契と取利契と宗契であつたのでないかと思ふ。それに娛樂教養に關する契が附加的に存して居たであらう。洞契は舊洞里住民が其財政的自治的の爲に造る契であり、これは内地の講にはその類例を餘り見ないところである。内地の講の中には、それが發展して農家小組合の形態をとるに至つたものもあるが、かくの如き講は寧ろ同業組合的のものであつて公共事業的乃至社會事業的性質はもつて居なかつた。洞契は公共事業的乃至社會事業的と云ふ點に其最も基本的な特性を示すものである。書堂維持の爲の學契も亦同様の性質のものである。婚葬契、特に喪祭に關する爲親契とか喪具契の如きは宗教的と云ふ範疇の中

に入れてよさうに思はれるけれども、實質上はさうでない様である。宗教的経験を共同する爲の契ではなく單に喪祭の費用を相互に扶助し合ふ爲の契に外ならぬ。それは産業上の相互扶助の爲の牛契や金融契などその性格に於いて同一のものである。内地の講の中に宗教的機能を營む講が存すると云ふのは、大師講や念佛講の如く宗教的経験を共同する爲の講であつて、出資の負擔があつても財力の扶助と云ふ事は中心の問題でない。然らば爲親契喪具契の如きは宗教的な契と云ひ得ない。同族團體によつて組織される宗契又は門契は主として祖先の祭祀共同の爲の契であるから、寧ろこれこそ宗教的であると云ふ事が出来るであらう。契として宗教的なものは此外には稀に洞祭契がある。然し宗契或は門契も祖先祭祀と云ふことが第一義的に考へられて居るが、同族の親睦と云ふ事が常に隨伴し寧ろその事が、此種の契集團を最も強く性格づけて居る。即ち宗契は祭祀集團と云ふ事よりも同族集團と云ふ事に最も素直に自己を示して居る。その意味からすれば宗契も亦全面的に宗教的契であるとは云ひ難い。

取利契は親無し無盡よりもつと徹底した打算的利殖的なものである。取利契は何人かの人が共同出資して高利貸しの業を經營する組織であつて、契の性格の一面を徹底して居るもの、様である。この場合の貸借關係には相互扶助的な性格は殆ど含まれて居ない。私等は内地に於ける營業無盡は講の範疇の中に入れて居ないが、その營業無盡と雖も會社幾分相互扶助的な性格が存して居る。但し採利契と雖も契員相互間に於いては協力關係にある。

娛樂教養に關する契は今日では殆ど存しない様である。儒林の生活内容が近時著しく變つて來た事や學教校育機關の進歩等に基づくものと思はれる。

然らば今日存する契を其機能より分類すれば、洞契の如きは自然村自治的と云ふ事が出来るし、婚喪契や牛契の如きは相互扶助的と云ふ可く、宗契は同族親和的、採利契は營利打算的と云ふ事が出来るであらう。

要するに機能の點より見て契と講を比較して見ると、契には公共的社會事業的のものが多くがそれは講には餘り見ないところである。又講に比して契には宗教的娛樂的のものが少ない。相互扶助的金融的貯蓄的と云ふ事は講にも契にも共通に存するところである。

内地に於ける講の一般的性格として私は、嘗て次の五つの性質を指摘した事がある。これ等の點は朝鮮の契についても大體に云ふ得る様である。

- 一、地域的制限を受けて居る事
- 二、共同社會的性質を有する事
- 三、冷徹なる合理性の存する事
- 四、各自出資の負擔を伴ふ事
- 五、成員が皆對等の權利を有する事

契も講も共に自然村の範域内に結成されて居るものが多く、農村の社會構成に關連して重要

な事である。契にも郷約契の如きは舊郡を一團としたものであり、派契や門契の中には自然村の地域外に及んで結成されて居るものがある。然しその他の契は聚と皆自然村内部に於いて結ばれて居る。講も規模の大なる無盡講の中には數部落に及ぶものもあるが、信仰や娛樂や扶助救済に關するものもとより、金融貯蓄を主とするものも大部分は自然村内に於いて結成されて居る。洞契や松契や學契が洞内の全戸を契員として居る様に、お伊勢講の如きも舊村の全戸を講員として居るものが多い。洞契は洞即ち自然村の財政的機關とも云ふべき機能を持つものであるが、それに對應すべきものは講にはない。かくの如く契には公的なものがあるが、講は皆私的なものである。契に公的なものがある事は、嘗て納稅組合として發達した歴史的理由から當然に考へられる。そこに契と講が自然村に結びつく關係に於いて幾分異なるものがある。

既に述べたるが如く講はその種類甚だ多種であるから、講は舊時に於いて凡そ一般に結社又は團體の意味に用ゐられたのでないかと思はれる位である。事實明治以後になつて昔の講を組合又は會と云ふ名に改めて居るものが甚だ多い。これと全く同じ様な事は契についても云ふ可い様である。然らば契と講とを仔細に吟味し比較する事によつて、私等は朝鮮農村と内地農村の古くからの社會的性質の異同を比較的容易に明らかにする事が出来る様に思はれる。

私は嘗て内地の村を都市化の程度によつて分類して、講中村と産業組合村と農場村の三種に分類した事がある。道義的から契約的に、傳統的から合理的に、集團的から個人的に、感情的から打算的に移行して行く村落

社會の發展過程を、右の三つの文字で象徴したのである。私が講から受けて居る一般的印象もそこに負から現はれて居る。朝鮮の契から受ける一般的印象も果してこれと同様のものではなからうか。朝鮮の契は儒教倫理を實踐し儀禮と契約を主とする朝鮮農村に由来する契である。契の一般的印象をそこに物語つて居るものとして味はうべき言葉である。

近隣集團

凡そ近隣とは、隣接して居住する人々の間に於ける特種の社會的關係であつて、生活のあらゆる方面に於て相互に援助し合ふ事を期待し合つて居る關係である。然しそこで相互に期待し合つて居る援助には自から種類があり限度がある。近接して居住する爲にこそ容易に果し得る種々の援助がある。それは近親の者でも遠く距つて居住すれば果し得ない種々の援助である。急を要する種々の援助、長期に亘らない種々の援助、又復雜な事務や面倒な計畫を必要としない種々の援助、近隣の間には期待される援助である。かくて近隣に於ける援助は、比較的單純なその場限りの間に於いて營まれるものであつて、近隣に於ける面倒な種々の援助は、血族の人々やそれらの社會的機關に於いて營まれるものであつて、近隣の援助は輕いその場限りの援助である。好意の表示でも近隣間に於けるものには自から種類があり限度がある。贈物にも親切の仕方にも自から限度がある。總て相互に家庭生活の内部に深く立ち入り過ぎてもならず、相互に家庭の獨立と家族の尊重し合ふ事を忘れない。近接して居住して居る爲にや、もつと隣りが多き無慮慮を互に

に諷しめ、お互の生活に深く立ち入り過ぎる事を避け合つて居る。深く立ち入り過ぎてもならず、さればとて無關心でありすぎてもならず、そこに特有の近隣の道徳がある。

近代的大都市特に其郊外住宅地に於いては、住民は絶えず移動し、又住民は職業や生活内容や身分等の著しく異なる者多く、爲にそこに見られる近隣關係は頗る稀薄である。右の如き條件が社會的距離を著しく遠からしめて居るからである。これに反して農村に於いては、住民は定着の定着であり、職業、生活内容、身分等皆相等しいものが近接して居住するのであるから、相互の社會的距離は甚だ近く、近隣の關係は充分に成熟する事が出来る。農村に於ける近隣關係は、個々の家を中心とした漠然とした單なる關係ではなく、統一あり組織ある團體をなす場合が多い。近隣集團と云ふはかくの如き團體を意味するのである。既に近隣團體が存し、その團體の活動に關する慣行が出来上つて居るので、人々はそれに從つて行動する事により、互に深く立ち入り過ぎる事もなく、餘りに無關心でもあり得ない體に行動する事が出来る。農村生活の長い歴史的經驗がかくの如き制度慣行の必要を認め成熟せしめたものと思はれる。

近隣間に於いて援助をなすべき事柄は、凡そ如何なる種類のものであるか、又その援助は如何になす可きであるか、好意を示し贈答を行ふべき場合は如何なる機會であるか、それ等の事に關し個々の農村地方には一定の慣行が定まつて居る。吉凶禍福の際の援助の仕方、家屋の建築修造の場合の援助の仕方、贈物の仕方、客として饗宴に招く場合の仕方等皆一定の慣行が其方法的基準を示して居る。

内地の農村では、近隣集團は一般に小字又は組と呼ばれるものが、そのまゝ其範圍となつて居る。この地區内には神祇に關する何かの信仰對象があつて、それを講の組織で維持して居る場合がある。故に近隣集團を講組講中などと呼ぶ地方もある。何か家の内に慶事があつて贈物を配はるのも此範圍内であり、不幸があつた時直ちに駆けつけて来て援助してくれるのも此範圍内の人々である。屋根の葺き換へに手辨當を持つて来て、材料や道具も持參して援助してくれるのも此範圍内の人々である。

江戸時代の五人組の制度は、民庶の生活の内に自から發生發達したのではなく、官より與<sup>ら</sup>れた制度ではあつたが、近隣集團の最も一般的なものであつた。五人組制度には近隣集團としての機能以外に、幕府又は藩よりの云々は依託事務も存して居た。五人組制度の施行されたのは全國一般ではなかつたが、其地域は相當に廣かつた様である。幕末頃には相當弛緩して居た様であるが、更に尙維新になるまで存して居た。明治になつて法制的には一應解體したのであるが、今日でも五人組又は十人組の制度の残つて居るところもある。今日では一般に小字又は組と呼ばれる地區が近隣集團の地區をなして居るが、近隣集團の組織や機能に關しては五人組制度の経験から學んだところが多いと思はれる。今日の愛國<sup>班</sup>隣り組の制度の確立に江戸時代の五人組制度が大いに參考されたのは當然である。

朝鮮に於ける五家統の制度は、今日では跡型もなく消滅した<sup>に</sup>考<sup>へ</sup>られて居るが、避障の地方には尙ほ其の痕跡が存して居る<sup>と</sup>である。江原道の或る山村で五家作統の語が<sup>遺</sup>つて居ると聞いた事がある。五家統

の制度は内地の五人組制度と同様に、支那の古法に準據して立案されたものである事は明らかで、肅宗の時代に出來た「五家統節目」の發布によつて完備したと云はれて居る。今より約二百七十年前である。「五家統節目」は最も詳細な五人組帳前書に比すれば、條々簡單ではあるが、隣保集團としての規定としては殆ど完備して居る。然し五人組制度が大いにさうであつた様に、五家統の制度も國家行政の補助機關としての機能も持つて居た。然し五家統の制度がどの程度まで實施され繼續されたかについては明瞭でない。五家統の制度は實施後恐らく何もなくなつて廢滅したであらうが、此制度の趣旨や機能の一部は五家を一單位とせず一部落を一單位として其後も活用されたであらうと云ふ推定には理由があると思はれる。

朝鮮の部落内にも内地の部落に於けると同様に、小字又は組に類する地域的區分があつて、此小地域毎に僅少ながら社會關係の累積的統一が矢張り見られる様である。内地の部落では此小地域毎に何か信仰對象があつて、それが此小地域の社會的統一の象徴となり、其信仰對象に伴つて居る祭祀の爲の集團活動が、此地區内の社會的統一の基礎となつて居る場合が多い。近隣集團も此社會的統一の上に重積して居る集團の一つであると見る事が出来る。一種の農家小組合が此社會的統一の上に構成されて居る場合もある。けれども此小地域の社會的統一の基礎をなして居るものは、信仰對象であり、その祭祀活動であると云ふ事が出来る。但しそれ等の信仰對象は明治以後神社の合祀の獎勵方針に従つて部落の氏神の社地内に寄せ集められ其境内社の形になつて居るところが多い。

朝鮮の部落にもそんな小地域の区分はあつても、又社會關係の累積的統一は幾分存して居ても、右の如き信仰對象は全然ない様である。又單に社會關係の累積的統一の存する以外には、何等組織的な統一は存しない様である。

江原道原州郡地正面良峴洞は、古くからの居住者は六十戸ばかりであるが、次の八つの小地域に分れて居る。古堡洞、内谷、陵谷、門前谷、遊谷、内村、上村、下村がそれである。これは大體に住居の聚落形態からの區分と一致して居る。これは單なる地名ではなく、農事の際には此八つの組が會合して組を作ると云ふ事であつた。此洞内の有識者と云はれて居る李某氏によれば、これは五家作統の名残りである。五家作統と云ふ語も用ひて居ると云ふ事であつた。節句の時などの贈答は、一般に此等の組内の家及び親族の間に行はれるが婚喪等の時の贈答には此等の組は關係ないと云ふ事であつた。喪の時扶助は洞内各戸から一人づゝ行くが例であるし、婚の時には親族と親しい人のみが扶けるのが例である。八つの組毎には何等統一的组织はなく、勿論信仰對象などもない。婚祭の時の招宴も、富裕な者は洞内の全戸から、貧困な者は洞内の老人及び親戚のみを招き、組には關係しないと云ふ事であつた。良峴洞では今でも盛んにブマンを行つて居るが、ブマンを組む場合も八つの組は別に關係はない。組内の者と特に多く組むと云ふ譯ではない。

忠清北道堤川郡錦城面積德里は、現在四十一戸であるが、藥浦(十六戸)、南山(五戸)、谷村(二十戸)の三つの組に分れて居る。これも單なる地名ではなく、農事の際には此等の組毎には特殊の社會關係が存し、明らか

に關係を形成して居るものであるとは、此部落の長老李某氏の言である。葬式の時など其組の者を出る場合も甚だ多い。贈答や招宴にも組を單位とする場合がある。然し組を單位とする常存的な組織は何もない。家を建てる時などは、部落内の各戸から一日又は必ず出て手傳ひをする。材料や道具も持參して出る。それは昔も今も同じである。火災や重病の家にも、部落全部で扶助をする。

思ふに朝鮮の村落に於いても、村落内部に近隣集團が分立して居る事は認められない譯ではないが、それは組織化の高い集團ではない。けれどもこゝでは村落自體が一つの近隣集團としての組織と機能を多分に持つて居る。朝鮮農村に於ける近隣集團は、村落自體であると云つたが事實を最も正當に物語るに考へられる。或る地方に於けるコンクルは重病者等は初喪の家の耕作を一洞内の全員が扶助労働する制度であると聞いて居るが、此制度を見ても洞即ち部落が近隣集團である事が分る。婚喪の道具は多くの洞では、洞契に依つて保管し、全洞民の共同利用に供されて居る。内地に於ける多くの部落に於いて部落内の組ごとに組内の人々の共同利用の爲に膳椀等を持つて居るのと同様である。内地に於いては葬儀の時の相互扶助の範疇は原則的に部落内の組である。朝鮮に於いては部落そのものである。朝鮮の近隣集團は洞即ち部落であると云ふべきであらう。そして洞内の小地域の区分は、單なる近隣關係の便宜的區分と云ふべきであらう。

昭和十八年五月  
調査月報 第十四卷 第九号

東亞に於ける米の生産力表  
(1ヘクタール當リドフベルツェントナア)

	日本	英領印度	泰	フィリピン	爪哇	※※
1900	26.9					
10	28.8					
11	31.7					
12	30.5					
13	30.2	16.6※		9.23	西部爪哇	18.2
19	35.7	15.6			中部爪哇	16.3
20	36.4	13.6		10.52	東部爪哇	19.7
21	32.1	15.7			爪哇マドラ	18.1
22	35.2					
24	33.1					
25	34.4	14.4	17.7	11.38		
26	32.1		18.9	11.90		
27	35.7		18.0	12.10		
28	34.5	14.9	16.4	12.30		
29	33.8					
30	37.6		16.7	12.40		
31	41.5	14.9				

※ 1909—13年平均の数字  
※※ は 1916—20年の平均

朝鮮の農村社會集團に就いて

調査・研究

鈴木榮太郎

- 目次
- 一、行政的地域集團
  - 二、氏子集團
  - 三、檀徒集團
  - 四、講中集團
  - 五、近隣集團 (以上前號)
  - 六、經濟的集團及び共同作業組織 (本號)
  - 七、血縁的集團
  - 八、特殊共同利害集團 (以下次號)
  - 九、村落自營集團
  - 十、官設的集團

1 生團體、負債整理組合等を擧げたのであるが、朝鮮農村に於ける經濟的集團としては、土地總有團體、無盡講、農家小組合、産業組合、農會、經濟更生團體、内地農村に於ける經濟的集團としては、土地總有團體、無盡講、農家小組合、産業組合、農會、經濟更生

合、殖産契、松契、淤契、採利契、農桑契其他金融及び産業に關する契をあげなければならぬ。

農會、金融組合及び産業組合は、所謂農村三團體として朝鮮農村の産業を過去僅かの歲月の間に飛躍的發展に導いた直接の指導機關として現時の朝鮮農村生活に及ぼして居る影響は極めて大である。然しこゝでは此三團體に關しては多くを語る事は避けたいと思ふ。此三團體については一般に餘りに多く知られて居るし、又其歴史は複雑であり、其機構や活動は甚だ廣大であり、其動向は現に生々しく動いて居るのであるから、こゝで簡單には述べ難いからである。今農村の社會構造を當面の課題として居る私等には、此等三團體の地域的構成、三團體の事業分野、部落團體としての殖産契に對する支配關係などは一應考慮する所であるが、然しこれ等の問題も、部落の社會構造と云ふ點に對しては餘り大きな影響は與へて居ない様である。

内地の系統農會の最下級團體が町村農會であるのに對して、朝鮮の系統農會のそれは郡島農會である。それに内地の町村農會は農家小組合を實質上その支配下に置いて居るので、農會の存在は部落の生活から非常に近いものに感せられて居る。それに比すれば朝鮮の郡島農會は、部落の生活から餘程遠く感せられ、その支配も指導も多分に基礎的抽象的であり、間接的である。而農會設立の問題は緊迫した問題の一つと思はれる。産業組合も金融組合も數邑面を單位として居るので、矢張り同様の事が云へる。であるから部落の社會機構を背景として隣保精神の鼓吹に心血をそそぐ様な指導的人物の活動もこゝでは餘り期待され得ない。

殖産契は今日では、殆ど唯一の農家小組合と云ふべきもので、一般事業を行ふ法人格を具備して居る内地の農

事實行組合と實質上同じ機能を持つて居る。然し殖産契は其歴史甚だ新らしく、昭和七年初めて殖産契令が發布され、同十三年朝鮮金融組合聯合會に於いて殖産契擴充五箇年計畫が樹立され、同十五年七月農林局長の通牒に基づき殖産契は全面的に急速に設置されるに至り、既に昭和十六年現在に於いて二萬八千の殖産契が設置され、約百萬戸の農家が其契員となつた。本來殖産契は金融組合の發展的政策の中に生み出されたもの様であるが、今日では殖産契は金融組合と産業組合の何れかに所屬する事になつて居る。然し數から云つても金融組合に所屬するものが壓倒的に多い。部落の社會機構に重點を置いて考察を進めて居る私等には、殖産契が主として荷洞里即ち朝鮮に於ける自然村を單位として設置されて居る點に甚だ大きな意義を見出して居る。多くの部落では、區長と國民總力部落聯盟理事長と殖産契の契長とは同一の人である。あらゆる方面に於いて現に部落を推進して居るのはその人である。

殖産契は主として販賣購買事業の爲の組合であるが、現に共同施設事業も行つて居る。朝鮮農村部落に於ける唯一の農家小組合である以上、金融組合の指導方針はともかくとして、漸次其事業は擴大して行くであらうとは當然に考へられる。金融組合は殖産契を第一義的に集荷配給團體として育成しようとするもの、様であるが、それが自然村の地盤の上に出て居る唯一つの産業的團體である以上、漸次其事業部門は増大して行くのは當然の傾向である。

3 部落共榮會と云ふ類な名稱のもとに、貯蓄の爲の組合、共同經營の爲の組合、土地改良の爲の組合、更に

學校經營の爲の組合をもその事業の内に容れて居る様な所謂模範部落もある。朝鮮の部落振興の爲には、~~先づ~~門中の振興をその足場とする事が、最も自然であり効果多いものと思はれるが、こゝでは立ち入らない。次に、前記の殖産契は契とは云々もの、又殖産契と名づくる契は以前からあつたとしても、全く新しい意義をもつて、中央的機關の特殊の保護獎勵の下に發生した契であるが、朝鮮在來の契の中に經濟的集團として考察すべきものが多數に存して居る。

松契は内地に於ける入會山總有團體に比す可きもので、部落の全一性の考察の爲には重要な集團である。松契はそれが與る經濟的利益の點よりも部落民に部落意識を強く與る意味に於いて更に重要である。松契は部落全戸を契員とし、部落有林野即ち一般に所謂洞山の共同監守、共同利用の爲の組織であるのが普通であつて、監守に於いては、部落民が順番に其任にあたるのである。然し内地に於ける部落有林野が明治以後整理されて來たと同じ様に朝鮮の部落有林野も同じ運命を辿り、今日では實質上から云つても部落有林野の存するところは僅少の様である。又それに伴つて松契も今日では餘り多く見られない。

沢契とは沢に關する契であるが、沢とは一種の用水ダムで、この沢が一部落によつて維持されて居る場合と沢による蒙利者の一團の人達のみで維持されて居る場合がある。一般に沢契は蒙利者の一團によつて、組織されて居る場合が多く、沢が一部落によつて維持されて居る場合は、特に沢契を作る事なく洞契等によつて管理するのが一般の様である。又沢の維持者が蒙利者より水税をとる營利的なものもある。然し近時沢が貯水池や

貯水池に改良され、沢契も大小様々の土地改良組合や水利組合に發展的解消して居るのは著しい傾向である。

次に牛契、採利契、算簡契、貯蓄契等は、内地に於ける頼母子講と同類のものであつて、殆ど皆同一部落内の住民の一部分づつを契員として居る。牛契は内地に於ける車講、船講、自轉車講など云々ものと同様の組織をもつもので、即ち契員が平等に出資して牛一頭分の資金を作り、牛一頭を購入し、抽籤によつて定められた契員に其牛を與る。かくして契員が皆次々に皆悉く牛一頭づつを與られる迄それを持續する組織である。採利契以下は皆金融貯蓄の爲の契であつて、契員丈に融通するものと契員外に高利で貸しつけ其利子によつて利益を得んとするものと、富籤的性質の多いもの少いもの等其方法には種々の形式がある様である。内地の親無盡に見る様な一方的扶助の性質を多分に持つものは朝鮮の契には餘りない様である。朝鮮の契に於いては、扶助は常に相互扶助を意味して居る様である。内地の講には、農村に珍らしい冷徹な合理性が見られるが、朝鮮の契に於ける合理性は更に徹底して居ると思はれる。これ等の契は殆ど皆部落内の住民間に結成されて居る。凡そ契は昔から殆ど皆部落内で結成され、凡そ郷約のみが郡内の儒林の門中を單位として郡を範域として結成されて居た様である。然し今日では既に郷約も見られず故に郷約契も全く影を消して居ると思はれる。又門契に部落を超出するもの多いのは當然である。

次に經濟的集團に關する本項内に於いて共同勞働組織を問題としてみたい。こゝに共同勞働組織として意味して居るものは主としてツレとブマシである。ブマシは今日尙ほ盛んに行はれて居るが、ツレは數年前より餘



り見られなくなつた様である。ツレは中南鮮の米作地帯に、ブマシは全鮮的に特に畑作地方に發達して居ると  
云はれて居る。

ツレは部落内の農耕者が出揃つて部落内の全耕地に一齊に共同作業する組織である。ツレに参加する事には、部落の社會意識は強制的にそれを命令して居る。そこにツレの最も大きな特性が存する。耕地は部落内の個々の經營者の利害によつて經營されて居るのであるが、ツレの共同作業の對象としては部落内の全耕地は一個の經營地と見做される。その意味に於いてツレは村落協同體的な性格を著しく持つて居るものである。けれども現在に於ける土地所有の形式や耕地經營の形態が右の如き共同作業の形式をそれ終らしむる筈はなく、共同作業は部落民が一體となつて部落内の耕地を一體として一應作業はするけれども、經濟生活が家を單位として居るから、此共同作業の結果は個々の家に合理的に分配されるのである。即ち經營耕地の地積の大小及び家族勞働力の大小が個々の家について正確に算定され、自家の耕地に投下すべき勞働量以上をツレの共同作業に提供した家は其餘剩の勞力に對して勞賃を受けるし、以下を投下した家はそれ其の勞賃を支拂ふ事になつて居る。細農がツレに参加して勞賃を受ける場合には、自分を被雇者の地位に置く事なく一般の部落民と同様の立場を保持しつゝ、勞賃を受ける事が出来る。雇主と被雇人の關係を作る事なくして、而かも勞賃を得られる制度である。村人を皆對等の地位に保ちつゝ、而かも賃銀勞働制をその内に含んで居る組織である。病氣その他の理由でその際勞働力を提供し得ない家も勞賃を出す事によつてツレの作業を受けるのである。勞賃を出

す事によつてツレの作業を受けると云ふよりも、ツレの作業を受けるので其勞賃を出す云ふのが正しい云々  
方であらう。忠北のある地方では、ツレの總決算の時に出て來た勞賃は、洞窟に部落の財産に入れた事もあると云ふ事であつた。ツレの總決算の時に出て來る勞賃とは、ツレの際自家の經營耕地に給付された勞働量より自家で提供した勞働量を差し引いた差額に對する勞賃であつて、平均以上の大經營者によつて支拂はれるものである。それは當然小經營者に支拂はれる勞賃である。この勞賃が小經營者にとつて生活上重要な要素でない時には問題ではないが、それが重要な要素であれば、それを部落の財産に加ふる事は自から問題となるであらう。自家の勞働量は比較的大であるが經營耕地が甚だしく狭小な細農は自から勞賃に依存する事大であるから、ツレの勞賃が自分に支拂はれなければ生活出來なくなる場合もあるであらう。さうして見ればツレに於ける勞賃が部落の財産になる様な場合は甚しい細農が部落に多數居ない様な場合に於いてのみ可能であらう。然し一般にはツレの總決算の場合、勞賃は正確に各戸別に算定されて支拂はれる。ツレの勞賃が部落の財産となる様な場合は甚だ稀な例ではあらうが、ツレの性格の一面を最も著しく現はして居るものと思はれる。兎に角ツレは部落内各戸の經營耕地面積が大體に平均して居る様な場合に最も都合のよい制度の様に思はれる。その平均が失はれ、勞賃によつて生活する者が部落内に多數出來て來た場合に現はれる一種の共同勞働の組織としてコヂ（雇只）の制度がある。

コヂ制度とは、窮迫せる農民が一團となつて連帶責任に於いて農業經營者と勞働請負の契約を結び、春窮期

に勞賃の一部を前借してそれによつて其場の生活の窮乏を充たし、農繁期に至れば契約された勞働を提供するものである。單獨の個人が右と同じ様に請負勞働の契約を結ぶ場合もコヂと云ふところもあるが、コヂ制度の特性はその團體契約と共同作業の點にあると思はれる。作業の一種目のみを請負ふものと植つけから刈入れまでの全作業種目について契約を結ぶものもある。コヂ制度も相當古くから存すると云はれて居るが、經營耕地を持たない農民があれば、そこにはコヂ制度は起り得るであらう。然しコヂ制度とツレ制度とは村落の性格の全く相異つたものを豫想せしむるものである。

ツレには農旗農樂はつきものである。その整然たる隊組織と個人の恣意を許さない全體の統一的意思が此農旗農樂に象徴されて居る。共同作業、共同食事もツレにはつきものである。それは生活協同體としての村落の性格を如實に象徴して居るもの、極に考へられる。ツレの除草作業が一應全部終了した頃ホミシセ（洗鋤宴）の行事がある。ツレ軍に参加した部落内の全農民が、林の中か野原に集まつて酒食を共にし思存分放歌亂舞し一日を歡樂の中に過すのである。そこに村落協同體そのもの、感情の昂奮が見える様である。是れツレから受ける印象は、部落民は一體であると云ふ感じである。皆同じ様に知り行ひ感じて居る村人達には、個人個人の私的な意志も感情も忘れられて居るかの様である。それに比して、コヂ制度から受ける印象は全く正反對のものである。自作であらうと、小作であらうと、それは何れにしても、各戸の經營耕地面積が部落内の大多数に於いて均等である場合には、ツレが行はれ、又部分的にコヂも並行して行はれ得るであらう。然し此均等の關係が著しく亂れて来れば農業勞働者の様々の形態が生じコヂも自から現はれるであらう。水に對する共同利害の關係が變つて來た事もツレの崩壞の一原因と考へられ得る。然し都市化に伴つて起つた生活態度の變容と云ふ事がツレの如き協力の組織を最も執拗に内部から崩壞せしむるに至つたであらう。即ち自然村の社會意識内容の變質と社會意識の拘束力の弛緩がその有力な原因であると云ふ事が出來ると思はれる。

ブマシは内地のユイと同じ様な制度で、甲が乙や丙から勞力の扶助を受けて、乙や丙に同様の勞力を扶助して返す組織である。ブマシは二三人で組む場合もあり、二三十人にも及ぶ場合もあるが、一番多いのは矢張り二三人、次ぎが五六人次ぎが十人以上であるが、それは餘り多くはない。小さい部落では一部落全部でブマシを組む場合もあるが、それはツレと殆ど同じ様である。但しツレはやゝ公的な印象を與へるものであり、ブマシは私的であると云ふ事が出來る様である。ブマシは部落内の都合のよい人特に親しい人の間に組まれる。ブマシは勞力の給付に對して必ず勞力の反對給付を伴ふものであつて、漠然とした基準は存して居るが、嚴格に又打算的に交換を考へる様な事はあまり無いものであつて、慣習と道義が秩序を與へて居る。ブマシは自家の勞力に餘る様な仕事がある場合には何時でも容易に組む事が出來るので一年間を通じてブマシを組む場合は相當に多い。中鮮の或る山村では正月二月頃は、小人數で薪取りの爲に、三四月には田畑の鋤耕の爲に、四五月には肥料用の草刈の爲に、又苗代の爲に、五六月は田植、除草、麥刈等の爲に、七月には草刈、薪取りの爲に

には肥料用の草刈の爲に、又苗代の爲に、五六月は田植、除草、麥刈等の爲に、七月には草刈、薪取りの爲に

郡朝

また

八九月には收穫の爲に、十月には屋根葺、垣根の修築の爲に、十一月十二月には薪取りの爲に、何れもブマシを組むのである。一番多くブマシを組むのは田植の時である。労力の換算率は、嚴格なものではないが、人が牛を連れて来れば二人又は三人に、又男女は同率に、又三十歳の壯丁と十五歳の者とも同率に扱われる場合もある。織仕事などには婦人妻のブマシもある。

ブマシの作業は大抵共同作業の形式をとる。單獨で出来兼ねる作業に對してブマシが組まれるのであるからそれは當然である。又甲が乙に與へたと同一の種類の作業に於いて、乙も甲に扶助して返すとは決まつて居ないとしても、同じ様な生産に従事し同じ様な生活をして居るので結局返す作業は扶助された作業と同じ様な作業であるのが常である。

内地のユイには農事以外の家事に關係したものが相當に多い。味噌や醤油の製造や粉挽きや餅搗きまでユイによつて、行くところがあるが、これ等の作業に關するブマシは殆ど見られない様である。又ユイには或る作業の爲のその場限りのものと比較的永続的に固定的に存して居るものがあるが、ブマシには永続的なものは殆どない様である。内地に於ける永続的なユイは、例へば屋根の葺換や婚葬の爲のユイで常存的なユイ仲間を結成して居るものがあるが、内地の葺換の葺き換や婚葬は毎年どの家も同時期に行くと云ふ様なものでなく、家毎に何年置きかに順々に無限に行ふ性質のものであるから、ユイも無限に存続の性質をとるに至つたのであろう。朝鮮では屋根の葺き換は毎年どの家も同時期に行ふのでブマシも其場限りである。

ブマシの時の食事は朝食より夕食まで全部又は中食丈を扶助を受けた家が出すのが常で參加した家の老人や子供まで食事や食へに集まつて居た事もあつたが、今では食事は出さないので多い様である。ブマシは内地のユイと同じ様に、労力の交換と云ふよりも、相互扶助に與つた規律であり禮であると思つて可きであらう。扶けられたら扶けて返す可き禮節を制度化したものがブマシでありユイであらう。後に残らぬ労力の扶助などは、制度化されなければ親しき仲の常として禮を失する事多く、それが色々不愉快な問題の原因にもなると云ふ事を、永い間の村落の生活が經驗して來たのであらう。ブマシも村落協同體の共同社會的な生活の内に成長したもので、これを個人主義的打算的考へ方から解釋して單なる勞力交換の制度と見るのは明らかに正しい見方ではない。

コンクル(共會又は共屈)については、私はまだ現地で實證して居ないからはっきりは云へないが、ホミシセウはそれに類する慰勞宴の費用を調達する爲に、部落内の農民が未だ除草を終つて居ない農家の水田の除草を共同で行ひ其勞賃を得る爲の共同勞働慣行であるとも云ふ。又部落内の重病者又は初喪の家の爲に部落内の農民が無報酬で共同で勞働奉仕する慣行とも聞いて居る。後者の如き慣行はそれをコンクルとは云へないとしても、事實存して居る様である。又ツレに伴ふ洞宴の費用はツレの最終日の勞賃をこれにあてるところもある。コンクルは興味ある慣行であるから、尙調査を進めはつきりしなければならぬと思つて居る。

血縁的集團

家族は最も強固な血縁的集團であるが、こゝに血縁的集團として考察せんとするのは、家族以外の血縁者の集團であつて、特に統一的組織を持つた集團である。所謂同族團體がそれである。かくの如き意味での血縁的集團は、内地農村に於いては全國到るところに見られるのではなく、又其社會的意義もそれ程大ではないが、朝鮮に於いては全く一般的慣習として存し、其社會的意義も甚だ大である。内地に於ける血縁的集團は、マキ、マケ、同姓、株内、デルイ、佛黨、門中、一家などと其呼稱も地方により様々に異り、其集團の組織も機能も著しく相異つて居るが、朝鮮に於いては一般に宗中又は門中と呼ばれ、其集團組織も機能も比較的一様である。朝鮮の宗中については既に多くの研究がなされて居るので、こゝでその概要を述べる事は殆ど無意義に近しいと思はれるけれども、一般農村部落の社會構成に關係して居る限りに於ける宗中の社會性をこゝで一應問題にする事は必要である。

朝鮮に於ける同族團體は原則的には祖先を共同祀祭する爲の集團組織であると云ふ事が出来る。考を祀祭する爲に其子孫は相集まつて毎年忌祭を行ふ。祖考の爲にも亦其祖考の子孫等集つて忌祭を行ふ。曾祖考の爲にも高祖考の爲にも然りである。五代祖以上に對しても時享があつて、其子孫等が祀る。例へば七代祖の時享には其七代祖の子孫等が集まつて祀る。かくの如く祖先の一人一人に對して其子孫が共同祀祭するのであるが、祖先の一人一人についてその子孫の範圍は異つて居る。故に祖先の一人一人を中心として祀祭共同の團體が存するのである。内地に於いて祖先と云ふは、過去の先代の總ての人が一體として意味されるが、朝鮮に於いては先代の一人一人が嚴格に獨立して意味され、一人一人について其祀祭集團が存して居る。故に朝鮮に於ける同族團體構成の原理は、嚴格には特定の一人の人を中心とし、其人を共同祀祭する爲の集團組織であると云ふ事が出来る。最も大きな同族團體は始祖を中心とした同族組織である。

祖先の墓毎にそれを世話する墓直(墓守り)があり、其時享の費用の財源となす爲は位土がある場合もある。墓直や位土の管理の爲には宗契も必要である。十代祖位以上の祖先の子孫は相當に多人數である。その多人數が共同祀祭する爲には、墓直や位土の外に其集團的行動を統率したり處理したりする様な組織も自から必要であり、直系の子孫や行列の高い人が其任にあたる。何十代も前の始祖の子孫は甚だ多數である。それ等の人々が共同祀祭する爲には色々の機關や組織が必要である。理念型に於ける宗中は始祖を祀る爲に其子孫が組織して居る團體である。

然し何十代も前の始祖の子孫は全鮮各地に散在して居る。それ等の子孫が共同祀祭する爲には大規模の集團組織が必要である。かくの如き大規模の同族團體の組織を有して居るものもあるが、然し一般には地域的制約が此理想的同族組織に加はつて居るのは當然である。かくて同一の始祖から出た子孫も多くの派に分れ、更に派の中に又派が分れる。本質が異なる事によつて同じ姓の者も別の宗中に屬するは結局は派の分れである。

更らに同じ金海金氏の内にも色々の派がある。派が分れると共に同貫同姓の内にも兩班もあれば常民もある。一般に最も大きな同族團體の範圍は結局は同貫同姓の範圍である。本貫を異にすれば、各家別の一家に屬しそこには集團性は全然認められぬ。

同貫同姓の中から分れる派は、どんな原則によるのか。それは結局何代か前の兄弟によつて分れるのではあるが、高位高官に昇つた人の子孫が、自分達を特に區別する爲に其人を含む分枝を自稱何々派と云ふ場合は多い様である。或る一地方に於いて子孫が繁榮して居る場合、其地方に最初に定着した祖先の子孫等が特に一派をなす場合もある。然し分派の分れ目は兄弟によつて分れるのであるから、分派の分れ目は、高位高官になつた人又は或る地方に定着した最初の人に兄弟がなかつた場合はその前代又は前々代の兄か弟が分岐點とされて居る様である。

又一般に高祖を中心として其子孫の一團は特殊の集團性を持つものと思はれる。高祖は家祭を営まれる最高祖先であり、五代祖以上に對しては、不遷位の祖先は別として、皆家祭を行ふのであるから、高祖までの祖先是五代祖以上の祖先との間には祭祀の形式が異ると共に祀祭者の集團形式も自から異つて居る筈である。高祖は家祭を行ふ最高の祖先であるから、家祭による祭祀共同集團の最大のものである。高祖に對する祭祀共同集團は平均して直系家族の十戸餘りを含むもの様である。高祖の現存の子孫及び其配偶者の總計は七八十人位はあるであらう。本宗有服親の範圍は第四傍系親まで含んで居るが、此第四傍系親迄は皆高祖の子孫であ

る。第五傍系親は五代祖の子孫であつて高祖の子孫ではない。第四傍系親の三從兄弟姉妹までが本宗有服親の範圍で自己より八寸にあたり、それが有服親の中で最も縁の遠いものである。これによつて見れば本宗有服親は高祖を中心として居る其子孫の一團と云ふ事が分る。嚴格に云へば本宗有服親は高祖の現存の子孫の全部ではないのであるが、事實上殆ど全部に近いであらう。高祖の子孫の一團は家祭を行ふ最大の範圍であり、大體に本宗有服親の範圍を成すものであつて、此範圍内の人々に特殊の集團性があると思はれるのは當然である。最長房遷祀の制は此集團の存続強化の一策として生れた制度の様考へられる。門中と云ふ語は宗中と同義に用ひられて居る場合が多いが、嚴格には門中は高祖の子孫の一團と解す可きであると思はれる。更に角朝鮮の同族集團の中に一つの重要な結節として高祖を中心とした集團の存する事を見逃す可きではない。多くの場合兩班は祖先との關係を確知し祖先の祭祀も怠りなく營んで來たが、常民以下の者は祖先の分脈の關係も分明ならぬ場合が多く祭祀も怠りがちであるから、同族の組織も整備して居ないのが常である。一般の農村部落に行つて調べて見ると、兩班と常民以下とは祖先祭祀の事情は著しく異つて居る。常民以下に於いては其本貫姓は知つて居るが、其世代數も數代前の祖先の墓の所在も知らない場合が多い。舊二三代前までの忌祭を行ふに過ぎない者が多い。そこに整備した同族の組織があり得ないのは當然である。然し常民以下に於いても、同一部落内に多數の同族が居住するところでは、自から同族の組織も祖先祭祀の組織も存して居る場合が多い。一般に常民以下の階級に於いては居住の移動が相當に多かつた様である。これに比すれば兩班階

級に於いては族譜があり家譜があり、其族の分派も明確であり、四代祖までの忌祭も五代祖以上の時享も  
祭に營むが常であり、そこに自から同族の組織は整備して居る。

然し一般農村部落に住む兩班階級の人々の祖先祭祀の實際の事情を調べて見ると、始祖や一門の歴史中の最  
高名者などの時享にも遠隔の地から實際に参加するのは大體一郡内の同族の代表者のみであつたり、全然参加  
しなかつたりすると云ふ程度である。始祖や高名者の墓が附近にある場合は自から参加者も多いであらうが、  
地理的制限が自から同族の集團性を限定して居る。全鮮的に有力な宗中では全鮮的な組織を持ち、毎年の宗會  
に地方の代表者が参加するが、そんな宗中は餘り多くはないし、あつても地方農村に住む者にはその同族の者  
でも大した關心はない。前に述べた様に始祖の子孫は分派に分れ、大門中、中門中、小門中など多くの分枝が  
出來て、地域的制限の爲に結局一郡内を範圍とする位の門中の規模が一番有力な組織を持つて居る。郡を範圍  
とする門中の組織と云ふものが劃然とある譯ではないが、事實上自から最も強く結束し、餘り無理もなく祭祀  
を共同し得るのも大體此位の範圍の邊である。事實郡内門中の組織をはつきり整備して居る例もある。同一部  
落の同族が特に親和關係にある事は勿論であるけれども附近の部落にも同族がある場合には嚴格に一部落内丈  
の門中の組織を形成する様な事はなく、例へば五代祖の時享にはその五代祖の子孫が祀るのであつ  
て、部落を異にして居る事などは別に問題でなく、要するに容易に參加出来る地理的距離にある者は悉く參加  
するものが原則である。祖先祭祀の組織に部落と云ふもの、存在が疑と問題でない事は注意すべき點である。

忌祭の時にも祀られる人の子孫が附近の部落にあれば参加するが、同一の部落内の門中のものでもその子孫で  
なければ参加しない。

朝鮮の古い農村部落にはどこにも何戸づゝか同族が住んで居る。特に或る一族が壓倒的に數が多い場合を同  
族部落と云ふのであるが、同族部落は他と質的に異つて居るものではない。同族が多いので其部落の同族を中  
心とした祭祀組織が整備して來るのは當然であるが、その部落の同族のみが單獨に獨立した組織を持つのでは  
ない。然し祭祀以外の事で同族が親和し相互扶助の色々の組織を作る場合は、集團的活動の事實上の可能性か  
ら部落を限界として居るのは當然である。然しそれは全協同の事實上の可能性から來て居るのであるから、  
附近の部落内の同族をも含む場合は甚だ多い。

郷校關係の事業は郡内の同族を單位とする場合が多い様である。古く兩班の生活圏が一郡内を單位とする場  
合が多かつた爲に一郡内の同族の間には特別に強い同族意識が存すると思はれる。郷約の組織を郡内の同族が  
各々一單位となつて組織して居た場合もある。然し同族團體が強力な結束を作り、祖先の祀祭以外の事をも其  
集團的活動によつて行ふが如き事は、實際上主として同一部落内又は隣接數部落内に於ける同族である。特に  
同一部落内に於ける同族が其戸數甚だ多きに及び所謂同族部落を形成する場合に於いて特に然りである。事業  
の種類によつては舊一郡内を範圍とする場合もあるが、それ以上に大なる地域に及る場合は、恐らく一躍して  
全鮮的規模となるであらう。所謂同族部落に於いて祖先の祭事以外に、同族が協力して營んで居る事業には色

色のものがある。道義を備へ倫常を守る事を同族仲間て相誼め郷約の如き組織を實質上同族團體が具て居る場合がある。書堂も以前は同族團體の契によつて維持されて居たものが多かつた。かくの如く部落内の同族が事業を行が如き場合は、門契などと名づくる契を組織し契の事業として貧困子弟の奨學費を出したり、低利にて同族内に金融を行ふ等の事もある。貧困な同族を扶助したり扶養者なき遺孤を養育したり、又宗孫が困窮した場合など同族に於いて救済したり、敬老會を催したり、部落内の同族が一體となつて活動する場合は色々ある。同族の集会所、共同倉庫、共同作業場、共同販賣所、共同井戸、共同浴場、共同洗濯所まで有して居るところもあり、色々の契や組合を組織して居るところもある。かくの如き所謂同族部落は、同族の戸數が相當に多く、有能なる指導者があり、一般に生計も豊かな場合であつて、同族が單に同族として集團活動する丈でなく、一つの村落協同體としての活動を同族組織の上に行つて居るものと見る可きである。即ち血縁による結束と地縁による結束が重復したものであるから、その結束が甚だ堅かる可きは當然である。即ち血縁に於いては、次に示すが如き事情がある。同族の者の大世帯即ち所謂大家族の存立に都合がよい

く結束したもの以外ならぬ。それは隣保の擴大したものであり、よく整備した村落協同體であつて、同族部落に於いても家の機能はそれ増しても居なければ減じて居ない。苦樂の體驗共同の世界は、同族部落に於いても張り家族である。

と思はれる。

- 一、男女の別、長幼の序に關して嚴しい道德觀がある爲、儀禮による統制によつて多數者の同居生活にも秩序が亂れずよく統制が出来得る事。
- 二、家屋の構造が小區劃に分れて、アパートの構になつて居る爲、比較的小家屋内に幾組もの夫婦が同居し得る事又家屋の建築も簡單であるから屋敷内に別棟の家を建てる事も簡單に出来る事。
- 三、食生活も日常の調理は簡單で、質よりも量が主であつて、量さへあれば何人にも直ちに分配出来る様な食品を用いて居る事。

四、隱居の制が無い爲家長が高齡に達すれば曾孫までも含み、家長生存中は分家しない建前である事。

事實朝鮮には大世帯の家族が比較的多い。所謂同族家族型に屬するものは全鮮各道に散在して居る。特に西北鮮には同族家族も多く又同族部落も多い。同族部落は同族家族の變形であるとする人があるのは理由なき事ではない。然し總督府の調査によれば同族部落内の同族の一戸當家族員數は五、三八八人、同族外一戸當五、〇九七人である。同族部落と雖も各戸の構成は一般直系家族と大體に異ならぬものと思はれる。此直系家族が生活の實際の單位で、同族の組織は此單位を幾分でも溶解させる様な事はない。一家の生計に對し、一家の大事事件に對し、同族の機關が働きかける場合はあるが、それは一家の組織をさし置いて働きかけるのではない。一家の獨立性は常にそのまゝに認められて居る。

昭和十八年十一月  
五月報

半十卷中ノ号

調査・研究

朝鮮の農村社會集團に就いて(其三)

鈴木榮太郎

- 目次
- 一、行政的地域集團
  - 二、氏子集團
  - 三、檀徒集團
  - 四、講中集團
  - 五、近隣集團(以上九號)
  - 六、經濟的集團及び共同作業組織
  - 七、血縁的集團(以上十一號)
  - 八、特殊共同利害集團(本號)
  - 九、村落自營集團
  - 十、官設的集團

特殊共同利害集團

ここに特殊共同利害集團と云ふのは自然の恩恵及び障碍に對する共同利害に關して組織される集團である。水に關する共同利害の關係は水田經營農民に對しては極めて主要な意義を以て居る。その存在理由の一

著名同族部落發生年代別表 (昭和五年) (善生氏「朝鮮ノ聚落」ヨリ抄)

道名	五百年以上	五百年未滿 三百年以上	三百年未滿 百年以上	百年未滿	不明	計
道	二七	八五	七〇	二	五一	二三五
京畿道	一〇	四三	三一	二	四八	一三四
忠清北道	一二	三五	二〇	三	六一	一三一
忠清南道	一五	二六	二二	一	二九	九二
全羅北道	三一	一〇一	五二	一	五三	二三八
全羅南道	三六	一一〇	四四	二	五二	二四六
慶尙北道	八	五三	一七	四	五五	二三五
慶尙南道	二四	五三	三一	一	三四	一四三
黃海道	一四	四九	二六	三	二〇	一一二
平安南道	七	二五	九	一	七	四八
平安北道	一一	二九	一四	一	二七	七九
江原道	一一	二九	一四	一	二七	七九
咸鏡南道	一	一二	四	一	一八	六三
咸鏡北道	一	一二	四	一	一八	六三
計	二〇七	六四六	三五一	二三	四五八	一、六八五



つに部落民の水に對する共同性は當然に考得る。朝鮮にも番水に類する制度もあり、水の爲に部落が對抗して激しく争ふ事例は多い。韓國併合後の朝鮮農業の躍進的進歩は水利事業の發達に負うところが多いであらう。昭利十二年現在までに百九十の水利組合が生れ、それによつて約二十三萬町歩の水田が灌溉安全番となつて居る。その他水利組合によらずして灌溉安全番となつて居るもの約九萬町歩である。合計約三十二萬町歩、朝鮮番總面積約百七十萬町歩の約一八%である。水利事業を中心とした土地改良の餘地は尙多分に殘されて居る。

然し全然灌溉設備のない所謂天水番は約五十二萬町歩と云はれ、八十萬町歩以上の番は不完全ながら水利安全番と云はれて居る。それは朝鮮古來の沢や堰堤や堀による灌溉設備を有するものである。

沢や堰堤は、本來部落の共同的施設の様に見えるのであるが、此等の施設が部落の公的的關係に所屬しないで私設の契に所屬して居る場合がある。洞窟に部落が一團となつて此等の施設を經營する場合は、多くは洞窟の一事業部門として經營されるのであるが、其の所有權が部落内の一部の人々の團體に屬する場合は、沢契又は堰堤契の形式によつて經營され、沢契は堰堤による蒙利地域の農民より水税を徵集するのが常である。かくの如き沢契又は堰堤契は全く一つの企業團體の性質をもつて居るものである。從來沢や堰堤に關して是れ訴訟問題が起つたのは當然である。私人的團體が經營する沢や堰堤は、私設の橋梁や渡船の場合と同じく、蒙利者より賃銀を徵集する一つの企業の性質を持つて居る。然し一般には沢は蒙利者等の共有に屬し、これ等の

人々がこの經營の爲に沢契を組織して居るものである。又蒙利者の中の一人又は若干人が沢を所有する場合があり、事情は色々の場合がある様である。又企業的な沢によつて飲料水を給して居るところもあると聞いて居る。

内地の山村には飲料水を湧泉より樋にて導き數戸共同して此給水の設備を維持して居る場合がある。こんな場合には一部落が幾組かの給水共同團體に分れ、これが又その他の隣保的組分けの基礎になつて居る場合もある。朝鮮の灌溉用の沢は、一般にこれとは少しく異つた關係にある。即ち一部落内に二つ以上の沢契があつて部落は水利共同團體の幾つかに分れては居てもそれが隣保單位の基礎となつて居る様な事は無い様である。最近に於ては漸次大規模の貯水池や貯水番が設置され古い沢は俄かに減じつゝある。

井戸を部落民が共同して利用し共同して維持しそれが部落の一つの年中行事となり、部落祭なども結びついて居る事などは内地に於けると同様の様である。井戸契、修井契などを作つて居るところもある。慶州の關英井、遙乃井など傳説のある井戸があり、藥水の信仰もあるが、藥水は單なる信仰では無い様である。

井神を部落中で嚴肅に祀り、それを井主祭と呼び洞祭と同じ様に眞夜中に祭官が祭物を供へ祝文を讀み、部落民各戸の爲に焼紙を行ふ等の神事を營んで居るところもある。

又河川に沿つた部落では水害防止を祈願する爲に、水神を祀つて居るところもある。川祭又は沢祭がそれである。これは一種の部落守護祭と見る事が出来る。

早魃の時の祈雨は、昔から郡單位に郡守が主となつて行ふ場合が、一般的であるが部落毎に行ふ祈雨祭もある。祈雨の行事としては、焚火、懸瓶、造籠、綱引、不淨化、暗葬あばき等色々にある。數部落又は一面で共同して取り行ふ場合もある。祈雨祭壇は部落毎に又郡邑附近に昔から二三箇所づつ定つた場所がある。山上、川邊、深淵等が主として選ばれて居る。正月の農村娛樂中に石戰と索戰があるが、勝つた方に灌漑の利を與ふる事になつて居る場合が多い。部落が對抗して行ふものである。

防疫祭は、毎年定期に行はれるところもあり、臨時に行はれるところもある。然し洞祭は一年間の部落の安泰を祈るもので其祝文中にも部落民の無事息災が祈願されて居る。それまでもよい譯であるが安心を得る爲に祈雨祭や防疫祭は更に行はれるのである。防疫祭は洞祭に準じて洞神で行はれるところもあり、特に祭壇を設けて行ふ場合もある。天神を祀るのも多いが、厲壇の様に非業の死をとげた人の鬼神を祀るものも多い。婦人のみが参列するところもある。防疫祭は部落で共同で祀ると同時に各戸に於ても色々な呪術を行ふものが多い。部落の人口に都率大王の像を立てたり、禁繩をはりまわりしたりする事は所謂道切りの神事と同様である。防疫祭は部落が一單位となり、一般にそれ以上の地域に及ぶ事はない。

洞神の外に部落御も洞の防護神を祀つて居るところがある。部落の入口に立てられる將軍像がそれである。其際は多くは洞祭のあと同じ祭官によつて同祭に引きついで行はれるが、別に行ふところもある。將軍祭とか將軍祭などと呼ばれて居る。神體はグロテスクな將軍の像二體で、天下大將軍、地下大將軍の文字が彫られて居る。毎年又は三年目に一回又は古くなつた時に作りかゝられ、古いものはそのまゝに残される慣習して居る。

ある。一本の良木から二體作られるが定法である。

この將軍像は悪鬼疫神を撃退するもので、部落民の災禍を防備するものである。傳染病の時などは時に此神像に禁繩をはりまわす。個人の病氣平癒を祈願する時や家の内のけがれを拂ふ時など、けがれたものをこの神像に結びつける習慣などもある。

部落民は皆一體であつて、その内と外は別の世界であるといふ様な考へ方を此將軍像は最もよく物語るものである。部落の入口で道路と水路が集まり、兩方に山地がせまつて居る様なところに水口神を祀つてあるところがよくある。部落の水の出口であるが、山村ではそこが外部からの入口である。水口神が洞神になつて居るところもあるが、水口神は本来將軍神と同じ様に部落守護神である。災厄が村に入らぬ様に道や川の上空高く山から山に禁繩がはられる。

慶尚北道地方には風神祭があるが、これは風祭の除去と一家の無病息災を祈願する祭である。然しこの風神祭は各戸で主として主婦が祀るもので部落で祀るものではない。部落共同で行ふ風神祭は無い様である。今は地方の部落に行つて見ると面や部落の識者等の指導によつて古い迷信は急速に除去してある。特に振興の意氣にもえて居る様な部落には迷信的な行事は殆ど何一つ見られない。科學的知識の普及が自然の障礙に對する理解を進め色々な呪術的行爲を廢して居る一方に、治水事業なども漸次大規模に進められて居るので、以上述べた特殊共同集團の存在性は愈々影を消して行くものと思はれる。

村落自營集團

部落も洞里が一つの全體として其自己發展の爲に組織して居るかに見える様な組織的及び非組織的集團がここで問題とされる。洞祭や洞防護神の爲の集團的活動も、~~此種~~の集團の中に入れて考へる事も出来る。又部落有財産として存する洞山の總有的組織、その維持經營の具體的形態としての松契、部落民子弟の實質的に公共的なる教育機關としての書堂、及び其具體的維持經營の形態としての學契、部落の一般的財政的機關としての洞契、それらのものも村落自營集團として考へる事が出来る。又部落の生産的活動組織としてのツレ、及び部落の共同慰安の爲の洞宴についても然りである。然しこゝでは部落の道德的自治組織と村仕事の慣行のみをとりあげる事にする。この二つは部落が一つの全體として發展する爲に不斷に必要な秩序の維持であり自己更新である。一つは部落の精神の自治的發展を意味し、他の一つは部落の精神を宿らしめて居るところの**契**は部落の團體の自治的發展である。

朝鮮の農村部落に於ける道德的自治組織は、基本的規範も實現手段も郷約を雛型として居るもの、~~契~~である。部落に於ける道德的自治組織を洞約と稱して居るところもある。

朝鮮に於ける郷約は朱子増損呂氏郷約を基としたもので、~~契~~李朝中宗の時代に官令によつて實施された事があると云ふが、~~契~~それがどの程度に行なわれたか不明である。其後多くの學者が其任地や郷關にこれを試みたところ

云々が宣祖時代に李栗谷が實施した郷約が最も完備したものと云はれ、後朝鮮内各地に於て組織された郷約は皆この栗谷郷約を手本として居るものである。

栗谷郷約は徳業相勸、過失相規、禮俗相交、患難相恤の四項について、その實踐方法を詳記して居る。儒教の實殘道徳を具體化したのである。栗谷郷約の各條項を仔細に見ると、郷約を組織する一團はよく面識し合つた人々で皆近くに住んで居る農業者で、結局一つの農村部落の居住者が豫想されて居る。

然し郷約は一般には郡を單位として組織されて居た様である。即ち郡に本部を置き、各面に支部を置き、その下の各洞里に班といふ様なものを置き、整然たる組織が出来て居た。邑に郡約長、副約長、直月があり、面に約正、直月、里に里止、邑掌が居た。一郡内の主として兩班儒林が郷校や書院を中心として組織し、郷約契を組織して社會を維持し經濟的實力を持つて居たところもあつた。一郡内に於ける郷約契の組織は儒林の個人ではなくその門中を單位として組織されて居た様である。然し一郡内の郷約の組織が整然と存して居たところは寧ろ稀であつて、郡内の兩班儒林の有力な門中に於いて或は若干の部落に於いて郷約が組織され一郡内のこれ等の郷約の團體が互ひに連絡をとつて居たと云ふ位の組織が多かつたのでないかと思ふ。郡單位の郷約は勿論の事、部落單位の郷約は主として兩班儒林によつて構成されたものであるが、その適用は常民や奴者にも及んで居た。栗谷郷約を見ても過失相規の條項は甚だ詳細であるが、それは主として罰則である。罪の輕重によつて私刑の色々の程度を明らかにしたものである。今日農村部落に行つて郷約について尋ねると今日行はれて居るところは全くない様であるが、餘り遠くない過去まで存して居た郷約の話聞く事が出来る。罪人に太鼓を

背負はし紙に罪名を書いて邑内の街上に太鼓を叩きながら歩かした話しや答刑の實見談など聞く事が出来る。郷約の規定を見ると、郷約は一部落の全員が成員となるのが正當と思はれるが、一門中の者が郷約を組織して居るところもあつた。郷約が郡を單位として居たのは郷約の運用上からは適切ではなかつたであらう。郷約の組織は部落をとつて單位となし、その聯合の形式が面や郡に及ぶ可きであるが事實はその逆で郡に本部があり面や里に支部や班があつた。力點の所在が逆であつた様に思はれる。故に多くの場合、郡としての組織は整備しても部落に於ける實踐に於いて缺くるところが多かつた様である。

けれども多くの部落では文字通りに郷約を組織して居たのではないが、郷約の精神に従主として部落内の長老等が郷約の規定に類する様な事を施行して居た様である。郷約は洞約と程組織立つては居ないが、過失ある者が出た場合には部落の長老等が何れの形式に制裁を加へて居た様である。その意味に於ける道德的自治組織は恐らく鮮内何れの部落にもあつた様である。郷約の成文をそのままに實行して居たところは甚だ少い様であるが、郷約の精神はどの部落にも生きて居たと思はれる。今日では私刑は許されなくなつて居るから、勿論郷約の精神も今日では甚だ弱いものになつて居るが、然し部落の社會意識の拘束の具體的な形式として消極的な色々の制裁は今でも存して居る。

大院君が地方儒林の樹黨を抑止する爲に書院の多くを廢毀した時郷約をも解散せしめた事からも分る様に、李朝末期に於ける地方儒林は一黨一派の争を事とし團結力を利用して横暴を極めて居たと思はれるが、その

際郷校や書院が悪用されたであらうと共に、郡を一圓とした郷會會も地方儒林に樹黨や策謀の機會を與へて居た事と思はれる。然しそれが如何に悪用されたとしても、郷約そのものは道義實踐の組織であつて、その支配下にあつた一般部落民には生活規範として嚴にその實踐を迫つて居たであらう。既に述べた如く郷約の組織なき地方にあつても、郷校や書院を中心とした郡内の儒林が郡内の風教を指導する立場にあつた以上、矢張り郷約に類する道義的自治組織は何れの部落にも存して居たのであらう。その規範原理は全く儒教倫理に基づくものである。それが朝鮮農村の發展の爲めに幸であつたか不幸であつたかは別として、部落の社會生活に常に秩序を與へて來たものは儒教倫理の生活原理であつた。

朝鮮農村の生活を見るとその物質的文化が甚しく低いのに對して、倫理的文化は驚く可く整備して居る。男女の別長幼の序は甚だしく嚴にして禮節を重んずる事極めて厚い。部落が一大隣保をなし患難相恤する美風も朝鮮農村の一特色である。これ等の事は他にも理由はあつても郷約の訓練に於けるところも必ずや大であると思はれる。五家作統についてもこゝで併せ考へべきであるが、五家作統については既に述べたところであるからこゝでは省略する。又内地の村ハチアとの比較も興味ある問題であるが、こゝでは省略する。

次に部落の公共的施設の維持經營の爲にする奉仕的作業は、内地農村に於けると同じ様に、年中行事として何れの部落にも季節に應じて一定の作業が定まつて居る。多くは道路、橋梁、井戸、洞舎等の修築の作業である。其他部落に公共的施設があれば何によらず此種の作業が慣行として存して居る。此等の作業の實行は原則

的に洞會によつて決定される。洞會を主催するものは今では區長兼部落聯盟理事長である。今の區長に相當する者は昔から常に存して居た。その名稱は地方により時代により異なるが、昔も今も共に行政上の末梢的地域團體の首長である。洞會の會期は洞によつて定まつて居る。例へば春は井戸邊の事に關し、陽九月は橋梁や道路の修築の事に關して居る。陰の十月には洞祭の事に關して洞會が開かれる。洞會は最も洞自體の意味を發明するもの、概に思はれる。然し洞會は洞祭の前又は翌日年一回開くところも多い。その際、部落の年中行事や部落財産の報告や役員の選舉や更に生活改善や農事や非行者の處分や徳行者の表彰まで行ふところもある。洞會はたしかに部落自體の意志を表現して居るものである。けれども部落自體の意志は洞會にのみ現はれるのではない。洞會は部落自體の組織化された一つの面である。

昔から舊洞里には行政擔當者として内地の庄屋又は名主に相當する者があつたが、李朝末期頃には一種の殘役の様に思はれ部落内の有力者は其任につかなかつた様である。そこに當時の地方行政の荒廢の一面がよく分る様である。舊洞里がそのまゝ洞里となり更にそのまゝ今の部落聯盟となり今の區となつて居る様な部落では、部落の行政的組織の推移が最もよく知られて居る。そんな様な部落の一例として慶北の或る部落では、部落行政の擔當者は今は區長と呼ぶがその前は里長と呼び更にその前は總代と呼び更にその前は尊位と呼んで居た。甲午の面洞の製度では洞行政の擔當者は尊位と呼ばれて居た。尊位の下に頭民、書記、及び下有司が

制

あつた。甲午の制度は殆ど空文に終つたが組織としては整備して居た様である。甲午前の組織も大體それに近いものであつたが、役名は地方により異なり、甲午の洞役員の外に洞行政の執行を監視する者が別にあつて、それを尊位とか執綱とか頭民と呼んで居た。甲午の制に於ける尊位にあたるものは里正とか洞首などと呼ばれて居た。部落の役員として今日までずっと存續して來たものは、部落行政の擔當者或は部落の首長と云ふべき者である。今日の區長と、それから部落の雜役に服する者も甲午の制に於ける下有司と呼ばれた者である。下有司は部落の小使であつて今日までは部落使など、呼ぶところも多いが、小任とか洞宰とか甲午前の呼稱を今も用ひて居るところがある。それを洞長と呼ぶところもある。更に何れかの部落にも區長と部落使は今日でも存して居る。此二人が部落の自治的事務を實際に處理して居る者である。此二人の報酬は部落内の各戸から米と麥を給與するのが舊來の慣例である。部落の自治組織は、區長と部落使に最もはつきりと具體化されて居る。それは單に行政上の自治ではなく、信仰や道義や生業に於ける自治をも含むものである。然し既に學んだ様に部落の上に存する様な集團が、それぞれの機能を持つて部落の活動のそれぞれの面を表現して居るので、部落の首長が洞會と云ふ様な形式で部落の意志を具現するのは寧ろ他の他の集團にも屬しない部分である。洞祭の事と村仕事の事のみを定期的洞會で議するところが多いのはそんな意味からである。

87  
官 設 的 集 團

119  
1259

官設的集團とは學校、教育機關各種の教化團體、警防團、國民總力部落聯盟等實質上行政的機關を通じて國家的中央機關の關與指導保護のもとにあるものである。これらの集團は行政的機關を通じて統制されて居るものであるから、其社會的地區は行政的地區の線に沿つて居るのは當然である。此等の機關は内地に於けるものと同一の機能と組織を持つて居るものであるが、何れも設立後未だ日淺く、爲に充分に整備され活躍に其機能を果して居るとは云へない。國民學校の就學率の如きも未だ甚だ低い。青少年團體の如きも其發展の緒に附いたばかりである。此等の機關は何れも今その活潑な發展の途上にあるもので農村社會生活に於けるその固定した作用形式を見る事が出来るのは將來に期す可きである。けれども國民總力部落聯盟の力強い發足と其組織の活躍とは朝鮮農村社會の現段階に於ける最もめざましい動きとして見逃す事は出来ぬ。

國民總力部落聯盟は、大體洞里を單位とせずして舊洞里即ち朝鮮の自然を單位として居るところに官設的集團として全く革新的な意義を持つて居る。官設的集團は從來と皆行政的地區の上に形成され古くよりの地域的社會的統一には餘り關心しなかつたのであるが、内地に於ても農村の自力更生が叫ばれ更生計畫が眞剣に検討され始めた頃より部落に於ける人々の自然的結合の關係を確認し、それを社會的活動の中に活用せんとする氣運が次第に熱しその後には於ける農村對策が殆ど悉く部落單位の活動を基礎とするに至り、部落會も原則的に自然村をもつて單位とするに至つたと丁度同じ様に、朝鮮に於ける部落聯盟も原則的に朝鮮の眞の部落である舊洞里の上に形成されるに至つたのである。最近に舊洞里の上に形成されて來た殖産契が内地の農事實行組合

と同じな社會的意義をもつものである事は既にのべたところである。さて地方行政の運営の爲に等ろ有害なものとして弊履の如くすてられた自然村、或は傳家の寶刀の如く重寶がられ始めて居る事情は、内地に於いても同様である。行政の上にも經濟の上にも社會分析が進んで來たからである。

部落聯盟は一般的に五十戸位を一單位とする事も原則的に考慮されて居るけれども、自然村の規模は一様でない爲に此原則は事實上破られて居る場合が多いのは當然である。然し既に述べた如く朝鮮の自然村である舊洞里は十戸より六十戸までが大部分であるから、五十戸を標準とする考へは根據なきものではない。部落聯盟は約十戸を單位とする愛國班をその細胞とする事と考へ合せれば、部落聯盟の規模上の標準として五十戸位を考へるのは適切な様に考へられる。然し事實組織されて居る部落聯盟について見ると、十數戸よりなるものもあり百戸に近いものもある。聚落立地の關係から、社會結合の自然の姿を生かす爲にはかくあるのはやむを得ない事である。

部落聯盟の新しい地域的編成と共に、區の地域も改められ、區も自然村の地區に構成され、部落聯盟の理事長が區長を兼務する事が原則の樣になつて居る。そして以前それをも部落と云つて居た洞里は事實上全く地理的區域の名稱に過ぎないものになつて居る。

部落聯盟が現段階に於ける朝鮮農村社會に對する今一つの意義は、部落聯盟が戰時下の農村社會生活に極めて大きな機能を持つて居る事である。現下の農村社會生活は全く部落聯盟を通して國家的に統制されて居る。

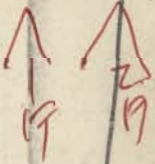
戦時下に於ける國民生活は其あらゆる面に於いて國家的統制を必要とするものであるが、その統制の農村に於ける單位は全く部落聯盟である。特に朝鮮に於いては皇民としての威威を特別に必要とする關係から、朝鮮に於ける國民生活の統制は特に必要である。かくて部落聯盟は、部落組織として教化組織としては勿論、物資の供出配給や勞働力の調節に至る迄其組織的單位としての役割を漸次徹底しつゝある。

殖産契の活動もその成熟した姿は將來に期して見るべきであるが、この殖産契も原則的に自然村の上に構成され、其契長は部落聯盟の理事長兼區長が更らに兼任する場合が多い。この三つの機關の首長を兼ねる人は、實質上部落民の生活のあらゆる面に對する統率志である。戦争が深刻となり、國民生活に對する國家的統制が愈々緊迫の度を加ふるにつれ、右の三つの機關の首長の事實上の責任と權限は愈々加はるべきものであり、そこに又自から部落の結束が奮々加はつて來るものと思はれる。

舊洞里は恐らく朝鮮の歴史と共に古いところの地域的團體であるが、そして此地域的團體を結束して來た社會紐帶は、總て古くよりの朝鮮民衆文化によるものであつたのであるが、今此結束を部落聯盟と云ふ形に於いて奮々補強しつゝある新しい社會紐帶は總てこれ皇民としての生活原理に基くものである。眞の皇國の村落が今はじめ朝鮮では生れ出でつゝあるのである。朝鮮の農村社會史の上にこれ程大きな躍進は未だ曾てなかつた筈である。

結

び



以上朝鮮農村に一般に見られる社會集團に就いて素描を試みた譯であるが、それによれば朝鮮の自然村は集團組織に於いては内地の自然村よりも整備して居る様に思はれる。集團の數も多く個々の集團の組織化の程度も高いと思はれる。然し自然村の人々の感情的融和や一體感の意識も未だ朝鮮の方が内地よりも強いとは考難い様である。私等は自然村の全一性を明らかにする爲には農村社會集團の問題の外に、共同關心圈の問題及び社會分化の問題を更らに立ち入つて考察しなければならぬ。今こゝではこれ等の二つの問題は當面の問題でないが、朝鮮農村に於ける定期市及び通婚圈に關する事情は共同關心圈の問題として其重要な意義を持つものであり、又一つの文化圏としての舊郡の範疇も見逃しがたい問題を提供して居る。總て此等の共同關心圈に關する事情は今一言にして結論を云ふは、何れも朝鮮の自然村の開放を促がして居るものと思はれる。又自然村内部の社會分化の問題として、同族集團による分化、社會階層による分化、性別による分化、長幼による分化等は、特に朝鮮の自然村に於いては重視すべきものと思はれる。社會分化についても結論を述べれば右の如き社會分化が顯著に存する爲朝鮮の自治村は、集團組織に於いては其整備して居るに拘はらず、生活協同體としての全一性に於いては少くとも内地の自然村よりも低い様に思はれる。又自然村の人々の相互間の社會的距離もより遠い様に思はれる。かくて個人の意志を主張する意味に於いて個人主義的ではないが、個人の位座が著しく固定し個人の位座が嚴に守られて居る意味に於いて個人主義的である。冷徹な位座の組織が村人等の社會過程に於ける情熱の昂奮に常に制肘を加へて居る様である。總てこれ等の問題については他の機會に述べたいと思ふ。

(昭和十八年十月二十五日午前三時半脱稿)

調査月報 朝鮮統督府

第九卷 第九、十一、十二号